

公益財団法人 日本サッカー協会
2017 年度 定時評議員会

協議事項

1	評議員 2 名 選任の件
<p>以下 2 名の評議員が本定時評議員会終結の時をもって退任するため、当該評議員選出団体から推薦があったそれぞれ以下の 2 名を評議員として選任したい。</p> <p>(1) 一般財団法人岡山県サッカー協会</p> <p>①退任する評議員 前副会長 木村 孝行 (きむら たかゆき)</p> <p>②選任する評議員 会長 山下 立次 (やました たつじ) / 62 歳</p> <p>(2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ</p> <p>①退任する評議員 前専務理事 小野 俊介 (おの しゅんすけ)</p> <p>②選任する評議員 専務理事 田村 貢 (たむら みつぐ) / 54 歳</p> <p>(3) 選任された評議員の任期</p> <p>定款第 18 条 (評議員の任期) の規定により、退任した評議員の任期満了の時までとなるため、2018 年度に関する定時評議員会 (2019 年 3 月) の終結の時までとなる。</p>	
2	2016 年度 決算の件
<p>資料No.1</p>	
3	定款 改正の件
<p>資料No.2</p> <p>別紙のとおり定款を改正したい。</p> <p><主な改正点></p> <p>① 2016 年 12 月臨時評議員会で提示した定款改正原案を基に、その後の法務委員会からの中間答申を踏まえた事項</p> <p>②会計監査人選任に伴う事項</p>	
4	基本規程廃止・各種規則制定の件
<p>資料No.3①②</p> <p>添付のとおり基本規程を廃止し基本規則を制定したい。</p> <p>なお、その他の各種規則の制定は4月以降の理事会決議となるため、基本規程の廃止日は当該各種規則制定の日とする。</p>	
5	会計監査人 選任の件
<p>公益法人は、会計監査人を置かなければならないが、以下の①から③までのいずれの額にも達しない場合には、設置する必要は無い (認定法第 5 条 (公益認定の基準) 第 12 号、認定法施行令第 6 条 (会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準))。</p>	

- ①損益計算書の収益の額の合計額が、1,000 億円
- ②損益計算書の費用及び損失の額の合計額が、1,000 億円
- ③貸借対照表の負債の額の合計額が、50 億円

従来は、いずれにも達していなかったため会計監査人を置いていなかったが、2015 年度において負債の額の合計額が 50 億円を超過し、会計監査人を置かなければならないこととなったことから、以下の通り選任したい。

会計監査人：太陽有限責任監査法人

所在地：東京都港区赤坂 8-1-22 赤坂王子ビル 5 階

契約開始日：2017 年 4 月予定

なお、会計監査人の選任に際し、法人法第 73 条（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）の規定に従い、監事過半数の同意を得ている。

法人概要

名称：太陽有限責任監査法人 Grant Thornton Taiyo LLC（英文名称）

総括代表社員（CEO）：山田茂善

設立：1971 年 9 月

本部・東京事務所：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22 赤坂王子ビル 5 階

TEL：(03)5474-0111、FAX：(03)5474-0112

人員数：代表社員・社員53名、特定社員1名、職員公認会計士185名、

会計士補・新試験合格者82名、その他専門職38名、事務職員42名

合計(非常勤を除く)401名(2016年12月31日現在)

被監査会社数：金融商品取引法・会社法監査141社、金融商品取引法監査10社

会社法監査100社、信用金庫監査14社、学校法人監査46社

その他の法定監査42社、その他の任意監査165社

合計518社(2016年12月31日現在)

沿革：1971年9月 太陽監査法人設立

1979年6月 永昌監査法人設立

1985年9月 元監査法人設立

1991年4月 アクタス監査法人設立

1994年10月 グラント・ソントン インターナショナル加盟

1998年4月 霞が関監査法人設立

1999年4月 元監査法人とアクタス監査法人が合併しアクタス元監査法人となる

2001年7月 エーエスジー監査法人に社名変更(2003年2月より ASG 監査法人)

2006年1月 太陽監査法人と ASG 監査法人が合併し太陽 ASG 監査法人となる

2008年7月 有限責任組織形態に移行 太陽 ASG 有限責任監査法人となる

2012年7月 永昌監査法人と合併

2013年10月 霞が関監査法人と合併

2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更

国内拠点：本部・東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、
福井オフィス、富山オフィス

海外拠点：中国（北京）

グラントソントン中国（Grant Thornton China（中国名：致同会計事務所））
中国（上海）

グラントソントン中国（Grant Thornton China（中国名：致同会計事務所））
インド（グルガオン）

グラントソントン・インディア（Grant Thornton India LLP）
インドネシア（ジャカルタ）

グラントソントン インドネシア（Grant Thornton Indonesia）
マレーシア

グラントソントン マレーシア（Grant Thornton Malaysia）
フィリピン（マカティ・シティ）

プノンバイヤン&アラーロ（Punongbayan&Araullo）
シンガポール

フー・コン・タン グラントソントン（Foo Kon Tan Grant Thornton LLP）
タイ（バンコク）

グラントソントン タイランド（Grant Thornton Limited）
米国（シカゴ）

グラントソントン（Grant Thornton LLP）
英国（ロンドン）

グラントソントン UK（Grant Thornton UK LLP）
ベトナム

グラントソントンベトナム（Grant Thornton (Vietnam) Limited）

6 「一般財団法人日本ビーチサッカー連盟」の加盟認定の件

2015年4月に一般財団法人日本ビーチサッカー連盟が設立された。

これまでの活動を踏まえ、3月9日（木）に開催された理事会で審査した結果、本協会の加盟団体（各種の連盟）として新たに認定したい。

<参考>

JFA 基本規程/第3章加盟団体/第5節 各種の連盟及び関連団体（抜粋）

第71条の3 「新たな各種の連盟及び関連団体の認定」

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

（1）日本サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること

（2）独立性が担保されていること

（3）法人格を取得していること

- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
- (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
- (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
- (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
- (11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること
(FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

報告事項

1. 2016年度 事業報告の件

資料 2016年度 事業報告書